新制度幼稚園または認定こども園
に１号(教育部分)認定として通われる保護者の皆様

幼児教育・保育の無償化に関する給付認定

預かり保育利用料の無償化の対象となるためには、給付認定（新２号・新３号）が必要です。認定を受けるためには、右記のQRコードから期日までに申請手続きを行ってください。（※遡っての認定はできません。）

【提出期日】

■新年度入園の場合→１月末日まで

■年度途中入園（認定）の場合→入園日（認定希望開始日）まで

新２・３号の
認定申請はこちらから▼

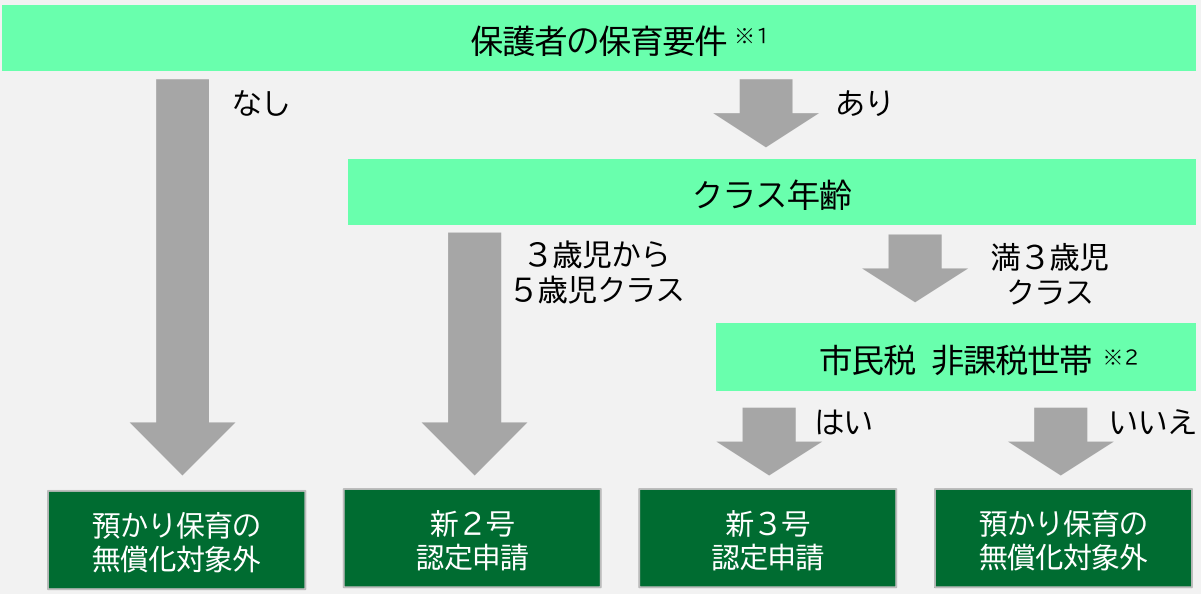
■認定の変更や更新の場合

→随時、各種変更フォームよりご提出ください。

（15日までの提出で翌月１日からの変更、16日以降の提出で翌々月１日からの変更となります。）

◂各種変更フォーム

認定の区分 ※該当する区分を確認の上、手続きしてください。



無償化の内容	対象者	利用料 等
預かり保育利用料	新２号認定 新３号認定	利用日数に応じて最大12,300円 （満３歳児クラスは最大17,700円） ※ 一度幼稚園に料金を支払い、その後請求いただくことで市から償還します。 ※ 長期休業期間においても、最大料金は同じです。

※１　保育要件とは、家庭において必要な保育を受けることが困難な理由です。詳細については、裏面を参照してください。

※２　非課税は４月分から８月分は前年度市民税額、９月分から３月分は現年度市民税額を基に判定します。

無償化となる預かり保育利用料の算定方法

①と②を比較して低い方の金額が補助されます。

① 預かり保育利用料として園に支払った金額

② 利用日数×490円(日額単価)として算出した金額

《パターンA》

月額11,000円を支払い21日間預かり保育を利用

① 11,000円

② 21日 × 490円 ＝ 10,290円

預かり保育利用料無償化額は**10,290円**

《パターンB》

日額400円で19日利用、7,600円支払い

① 7,600円

② 19日 × 490円 ＝ 9,310円

預かり保育利用料無償化額は**7,600円**

保育要件

保育認定の事由	保育認定事由の要件	確認書類
就労	月64時間以上、就労している場合(休憩時間除く)	寝屋川市所定の就労証明書 (発行から３か月以内のもの) ※内職の場合は就労証明書と給料明細(２万円以上)の写し
妊娠・出産	妊娠中、出産後間もない場合 (出産予定日の８週前から８週後の属する月の月末)	出産予定の子どもの母子健康手帳の写し(１・４ページ)
疾病・負傷・障害	保護者に疾病、負傷、障害がある場合	医師の診断書※病院の様式で可、障害者手帳の写し
介護・看護	同居の親族を常時介護又は看護している場合	医師の診断書※病院の様式で可、障害者手帳の写し、療育施設の在園証明書等
災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっている場合	り災証明書等
求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	寝屋川市所定の求職活動状況申立書と 求職活動を行っていることがわかる書類
就学	月64時間以上、就学している場合(休憩時間除く)	在学証明書とカリキュラム

申請に準備いただくもの ※申請日から遡っての認定はできません。

☑ 保育要件の確認書類(保護者全員分)

☑ 申請者の本人確認ができるものの写し
運転免許証、マイナンバーカード(表面)など

※顔写真のあるものは１点、写真のないものは２点
※資格確認書・医療証を添付される場合は、保険者番号、被保険者等記号・番号をマスキングしてください。
※個人番号が確認できるものは申請フォームにアップロードしないでください。

【お問合せ先】 担当：寝屋川市こども部保育課 電話：072－800－7087（直通）